

## むつ市議会第222回定例会会議録 第6号

### 議事日程 第6号

平成26年12月11日（木曜日）午前10時開議

#### ◎諸般の報告

##### 第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例
- 第3 議案第62号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第63号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第64号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第65号 財産の取得について  
(（仮称）田名部まちなか団地の建設用地を取得するためのもの)
- 第7 議案第66号 指定管理者の指定について  
(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第8 議案第67号 指定管理者の指定について  
(むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第68号 指定管理者の指定について  
(大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第69号 指定管理者の指定について  
(脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第70号 指定管理者の指定について  
(むつ市大畑木材工芸センターの指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第71号 指定管理者の指定について  
(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第13 議案第72号 指定管理者の指定について  
(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第14 議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 議案第74号 市道路線の認定について
- 第16 議案第75号 平成26年度むつ市一般会計補正予算
- 第17 議案第76号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第18 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)
- 第19 報告第29号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第20 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成26年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（25人）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 2番  | 横 垣 成 年   | 3番  | 工 藤 孝 夫   |
| 4番  | 佐々木 肇     | 5番  | 川 下 八 十 美 |
| 6番  | 目 時 睦 男   | 7番  | 村 川 壽 司   |
| 8番  | 佐 賀 英 生   | 9番  | 東 健 而     |
| 10番 | 石 田 勝 弘   | 11番 | 富 岡 幸 夫   |
| 12番 | 斉 藤 孝 昭   | 13番 | 濱 田 栄 子   |
| 14番 | 浅 利 竹 二 郎 | 15番 | 中 村 正 志   |
| 16番 | 半 田 義 秋   | 17番 | 村 中 徹 也   |
| 18番 | 大 瀧 次 男   | 19番 | 富 岡 修     |
| 20番 | 佐々木 隆 徳   | 21番 | 上 路 徳 昭   |
| 22番 | 鎌 田 ち よ 子 | 23番 | 菊 池 光 弘   |
| 24番 | 岡 崎 健 吾   | 25番 | 白 井 二 郎   |
| 26番 | 山 本 留 義   |     |           |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

|                 |           |             |         |
|-----------------|-----------|-------------|---------|
| 市 長             | 宮 下 宗 一 郎 | 副 市 長       | 新 谷 加 水 |
| 教 育 長           | 遠 島 進     | 公 管 企 業 者   | 遠 藤 雪 夫 |
| 代 監 査 委 員       | 阿 部 昇     | 総 務 政 策 長   | 伊 藤 道 郎 |
| 財 務 部 長         | 石 野 了     | 民 生 部 長     | 松 尾 秀 一 |
| 民 理 保 福 理       | 猪 口 和 則   | 保 健 福 祉 長   | 花 山 俊 春 |
| 経 済 部 長         | 浜 田 一 之   | 建 設 部 長     | 鏡 谷 晃   |
| 下 部 水 道 長       | 酒 井 嘉 政   | 川 内 庁 舎 長   | 松 本 大 志 |
| 大 所 畑 庁 舎 長     | 畑 中 恒 治   | 脇 野 所 長     | 白 尾 芳 春 |
| 会 管 総 政 理 出 納 室 | 鹿 内 徹     | 選 挙 管 理 会 長 | 館 健 二   |



務部課幹  
務部課査  
策務主  
策務主  
総政総主  
総政総主

杉 澤 一 徳  
栗 橋 恒 平

建設部  
住宅主  
建設主  
建設主

笠 井 俊 介

事務局職員出席者

事務局長  
総括主幹  
主任主査

柳 田 諭  
佐 藤 孝 悦  
村 口 一 也

次 長 濱 田 賢 一  
主 幹 小 林 睦 子  
主 事 山 本 翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、むつ市立横迎町保育所の閉所について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## ◎日程第1 行政報告

○議長（山本留義） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

むつ市立横迎町保育所の閉所について、今後の予定をご報告申し上げます。

むつ市保育再編計画に基づき、本年度末をもって横迎町保育所を閉所する予定であります。閉所による児童の新たな受入先として民間保育所施設整備補助金を活用し建設を進めている2法人の園舎の完成が、当初計画の来年3月よりおくれることが確実となりましたので、新園舎への入所が

可能となるまでの間、社会福祉法人たいよう福祉会に横迎町保育所を無償貸与することといたしました。

まず、2法人の施設整備状況についてご説明いたしますが、現在、社会福祉法人桜木会が運営している緑町保育所については、増改築することで現在の定員より30人多い90人定員の園舎を緑町に建設しておりますが、工事請負契約の入札が不調に終わり、再入札となったことから着工がおくれ、来年8月ごろの完成予定となりました。

また、社会福祉法人たいよう福祉会が新たに認可申請し、90人定員で新町に建設中の保育園は、確認申請のおくれにより着工がおくれ、2カ月ほど完成が延伸し来年5月ごろの完成予定となったことから、現在の横迎町保育所の入所児童分の入所定員を来年4月時点では確保できなくなりました。

さらに、市の保育士は、本年度7人が定年退職することから、新町保育所及び児童館のほか、横迎町保育所を来年4月以降も引き続き市で運営することは困難な状況にあります。

このような中で、社会福祉法人たいよう福祉会からは、新園舎への入所が可能となるまでの間、横迎町保育所を仮園舎として貸与していただきたいという要望があり、検討した結果、予定どおり横迎町保育所は今年度をもって閉所することとし、新規に認可申請を進めている社会福祉法人たいよう福祉会に土地、建物及び備品を無償貸与し、新しい保育園が完成するまでの仮園舎として運営していただき、新園舎が完成した暁には、移転していただくこととしたものであります。

なお、横迎町保育所入所児童の保護者には、ことしの1月に説明会を開催し、閉所について説明してきたところでありますが、来年早々、社会福祉法人たいよう福祉会にも出席していただき、閉所に向けた説明会を行うこととしております。

以上、横迎町保育所の閉所についてのご報告といたします。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 何点か質疑させていただきます。

まずは、突然きょうのこの日に急遽説明をすることになった経緯。本来であれば、前もってわかっているはずで、開会日冒頭で行政報告してもいいと思いましたが、なぜ急にこういう報告になったのかお知らせください。

次は、まずは緑町保育所のほう、入札が不調になったと言っていました、その不調になった時期はいつなのかお知らせください。社会福祉法人たいよう福祉会のほうは確認申請がおくれたと言っていました、そのおくれた時期、いつなのかお知らせください。

予算の執行については、補助事業でありますから、年度内処理の原則からいくと、この扱いはどうなるのか教えてください。

以上です。お願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 4点ほどのお尋ねでございます。

まず、きょうこの日になぜ説明という段取りになったのかというふうなお話でございます。実は、社会福祉法人たいよう福祉会のほうで、つい先ごろ着工したわけでございますが、建設業者と確認のうえで、竣工がおくれるというふうなご報告をいただいたのが11月27日でございます。それに基づいてこちらのほうではどういうふうな対応をすべきかということを検討して、こういうふうな決定をしたということでございますので、会議中に何とかご報告をというふうを考えて、きょうというこの日になったものでございます。

それから、2点目は、緑町保育所の入札が不調に終わった時期はいつだったのかというふうなことでございますけれども、正確な月日というのはちょっと今資料が手元にございせんけれども、9月ころのお話だったと思っております。

社会福祉法人たいよう福祉会が、この完成がおくれた理由というのが3点目でございます。時期と理由ということでございますけれども、社会福祉法人たいよう福祉会が建設している新園舎の完成のおくれですけれども、大きな理由としては行政報告で申し上げましたように、確認申請がおくれたということにあるわけですけれども、新保育園のアクセスとして苦生モール方面からの通路をつくることとしたこと、また利用面積が3,000平米を超えて都市計画法に基づく開発行為の申請も必要になったこと、また消火栓の位置とか、その通路部分の位置とか、通路幅に関して地主との再協議などに時間を要したことにより、それぞれの部分で日数を要し、確認申請がおくれたものでございます。設計の業務委託入札自体は7月3日に行われていたと伺っておりますけれども、この請負工事の契約入札というのが10月6日に行われまして、それで建築確認の申請もその後ということで、10月8日ころ行われたことによっておくれたというふうなことを伺っております。

それから、あとは予算のほうの関係ですけれども、補助金に関しては補助要綱の定めにより、おくれがあった場合は、完成がおくれるというふうな場合には即座に報告をいただいて、それに基づいてこちらが承認して、補助金に関しては完成した後実績報告をいただいて支払うということになっております。当然ながら、昨年度も同じような整備計画の中でおくれがありました。予算としては単年度執行なわけですけれども、繰り越しということで対応したいと考えております。

それから、申しわけありません、先ほどの2つ

目の緑町保育所の1回目の入札、不調に終わった入札は、8月14日ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 事業者の都合、または不備でおくれるということになってしまいまして、当然利用する予定の市民の皆さんに迷惑をかけることになるということになったわけですが、そもそも行政と事業者の契約はどういうふうになっていたのですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 民法上に言うような契約というのは締結されてはおりません。あくまでもその社会福祉法人たひよう福祉会が整備する保育所について補助するという形でありますので、県のほうの補助及び市のほうの独自の補助というのがございますけれども、補助要綱の中でそういうふうな制限的なものは設けております。ただし、その補助要綱の中では計画というものを上げていただいて、それにのっとった進行をしてくださいというふうなことを規定しているわけがございますけれども、当然ながら不測の事態ということでもおくれることがあり得るわけですので、そういう場合には先ほど申し上げたように、要綱上報告をいただいて、市の承認を得て、補助金は繰り越しというふうな措置をとることができるというふうなことを規定しているところでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 部長、人ごとなのです。これ新しい保育所に入れるとあって待っている方、または待機児童を持っている家の方が、この事業によって救われるというふうなことを思って待っている人がたくさんいたと思います。契約がどうのこうのという前に、そもそもむつ市の保育計画にのっとってこういうことをしたわけですね。当然

皆さんから集めた税金で補助を出して事業を行うと、施設を建てるということになっているのにもかかわらず、事業者の都合により先延ばしになる、おくれる、なので古いところを貸してくださいと、では無償で貸しましょう。みんな行政の皆さんの都合で行われている考え方でありまして、本来こういうことがあってはならないと私は思っていますが、チェックの仕方も不備でありますし、その業者の皆さんとの連携もほとんどできていないと。こんなことで報告しますので、わかってくださいというのは納得なかなかしづらいというふうに思いますが、市長はどう思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まさに我々と、それから事業者というか、そういった形の中でなかなかチェックをしていなかったというか、コミュニケーションがうまくとれていなかったという部分は私も認識しておりますし、その部分については反省しております。また、今後このようなことがないようにさせていただきたいと思います。

そういった中で、ただ現実問題として、これが期日までにでき上がらないということでありませう。我々といたしましては、今現在横迎町保育所に入所しているお子さん、それから親御さんにこういった中でご迷惑をおかけしないというふうにするのが第一だということで考えたうえで、今ある保育所のところで暫定的にやっただくということで考えておりますので、その点をご理解いただきたいと存じます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。15番 中村正志議員。

○15番（中村正志） 何点か質疑をさせていただきます。

市で直接入札をかけた工事ではないので、ある一定の理解は示しますけれども、その中でもまず

気になるところが、緑町保育所のほうは30人多い90人定員にする予定だったわけですね。となりますと、そのふえるはずだった30人分、残念ながら予定どおりいかない、これは事実として残るわけですね。この30人部分についてはどのような手だてを行おうとしているのか。

あと、工事請負契約の入札が不調に終わったということは、普通に考えれば予定価格よりも下で入札する人がいなかった。となれば、その後やったときに、果たして予定価格がそのままがいいのか、あるいは高くなったとしたのであれば、市あるいは県から出る補助金のほうに変化は出るのかどうか。実際問題として市から出す補助金は一応この場で議決をしておりますが、それに関しては変更がないのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 当初予定されていた4月から開設ということで、30人増員しての90人定員、緑町保育所はそういうふうな計画だったわけですが、恐らく9月ころからの開所にずれ込むものところのほうでは考えております。そのふえる予定だった30人部分については、今の社会福祉法人たいよう福祉会のほうのおくれも同じなのですけれども、4月の時点で毎年待機児童は出ないような状況に今までなっておりました。というのは、総定員よりも入りたいという人の数は多いわけですのでございますけれども、民間の保育所のほうで定員オーバーの状態というのがありまして、それは国で認められている範囲内での保育措置でございますので、そういうところで4月以降もある一定期間そういうことで措置していかねばならないものと考えております。

それから、不調に終わったことによって、その予定価格とかということに変動があって、補助金の額に影響があるのではないかというお話ですけ

れども、不調に終わって社会福祉法人桜木会のほうでは基礎の部分の設計部分で見直しを図ったということで、再入札の場合の予定価格にも変動はなかったというふうにお聞きしております。したがって、県の補助、または市のほうの独自補助の額についても変更はございません。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、30人ふえる予定だった部分については、今ある市内各保育所やそちらのほうで何とか定員を少しオーバーした形で補ってもらおうということ、今の答弁だとそういうことだと思うのですが、それが方法として本当にいいのかどうかというふうな疑問はございません。

あと工事請負契約のほうなのですけれども、そうしますと、私たちが議決した金額の範囲内で、若干の設計のほうの変更をかけたおさまるという今ご説明だったのですが、設計変更したことによって、建物として何ら問題はないというふうなことでもいいのでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 設計の見直しを行ったことによる影響というふうなお話でございますけれども、その部分は、詳しくはこちらのほうではどこの部分の設計を見直したのかとか、それで大丈夫なのかというふうなところはつかんではおりません。というのは、あくまでも民間の法人が行っていることに対する補助でございますので、補助要綱の中ではそこまで突き詰めていかなければならないということではございませんし、そういうふうな形できちんと設計変更がなされているものところのほうでは考えておりますので、そういうことでご了解願いたいと思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 設計のほうは、それで了承し

ますけれども、30人のほうの部分なのですけれども、そうしますと30人、一旦他の保育所に行くわけですね。それが8月ですか、緑町保育所が新しくなったときに果たして戻ってくるのでしょうか。ただ、戻ってくることによって他の保育所のほうの先生の配置とかも大きな変化が出てくると思うのですが、その辺に関しては市としては何ら関与しなくてもいいというか、あるいはある程度の対策を考えているというか、その点はあるのですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 緑町保育所の部分が開所した場合に、その30人部分をきちんと再募集するのかというふうなご意見かと思えます。保育所の開園状況については常にお知らせしつつ、随時入園募集とか、またはどこの保育所に移動したいというふうな希望を出していただいているところがございますので、開設時期に改めて一斉に再募集するということは、今のところ考えてはございません。

今回の2法人の新保育園の開園については、まずは新規の入所希望者は必ず市役所の窓口、分庁舎も含めてですけれども、そこにおいでになりますので、保育所の入所案内のリーフレットに開設保育園の一覧を載せてございます。そういうところできちんとご紹介していきながら、何月にどこが開園見込みだということのご案内をしていくこととしておりますし、また継続入所の希望の方については、保育所を通じて入所希望が上がってくるようになっておりますので、来年の保育料の決定の通知の折に、個々人に新規開設保育所の紹介文書等も入れながら広報を図っていくつもりでございます。それによって事前に、新しく開設したところに移りたいとか、そういうふうな希望もとることが可能と考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。5番川下八十美議員。

○5番（川下八十美） 私今議場に来て、この横迎町及び緑町保育所の行政報告を受けたので、今の質疑を聞きながら、ちょっと確認したいことがあるのです。

緑町保育所の今までの保育の形は60人定員だったはずなのです。そうすると、今のこの説明を聞いていると、30人云々というところがありますけれども、それは入札とか建物とか、そういうあれは今理由を聞いて理解できますけれども、私が確認したいのは、しからばこの30人の増員をきちんと県から許可を受けたのですか。我々は、せんころの議会で、民間にこれを移譲して運営してもらうようにしました。私も賛成はしました。けれども、それはこれから民間で緑町保育所を運営するほうが、社会福祉法人桜木会がそれなりの運営をされることにおいてははばからないのですけれども、きちんと県から30人の定員オーバーの90人として今後緑町保育所を運営するという許可を受けられたのですか。そこのところをきっちりと確認したいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 30人の増員について、緑町保育所のほうが県の許可とかというのを受けたのかというふうなお話でございます。新規に緑町に保育所を建てる部分については、県の補助を得るために既に交付申請をしております。その段階で計画として定員も30人ほど多い90人定員で建てるということで県のほうに申請を上げて、それで交付決定されているものでございますので、そういうふうにお考えになっていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げました30人の増の部分4月からならないわけですので、どうなるのかというふうなお話に関してですけれども、30人

の増員というのは、あくまでも4月になるはずだったわけですが、今年度までの状況で、さらに入りたいという人が30人いるというわけではなくて、今現在その定員の部分でさばけている、さばけているという言い方はちょっとなんですけれども、措置できているわけですので、その開設が9月以降になったとしても、その部分は4月からの部分について影響はないものと、こちらのほうでは考えております。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） 私も幼稚園の運営の経験がありますから、あえて言いますが、今の現在の星美幼稚園は、初代理事長が私で、金谷沢につくった幼稚園なのです。東京堂さんに経営を移譲して、現在第二田名部小学校のところにあるのですが、そのときの経験からして、30人の増員、補助金は別です、30人の増員の許可をするには、1カ月や2カ月でできるものではないのです。年度です。しかも、それに今補助金申請しているわけでしょう。

これ手前みそですけれども、当時こぼと幼稚園さんと私の星美幼稚園さんとの認可の、あれ学校法人ですから、今はもう学校法人の認可は県からは出ないのです。私もどうしても学校法人の認可をもらいたいために、補助金を県からもらわないで、こぼと幼稚園さんよりも、申しわけありませんけれども、1年早く学校法人の認可をもらったのです、補助金をいただかないで自力でやったのです。それは別として、今補助金が絡んでいるでしょう。補助金の場合だって、これは年に1回の、予算の計上した県のほうだってそうです、年に1回です。今の4月の形に、この状況からすれば、それはそれぞれの手法はあるだろうけれども、私は30人の増員と同時に補助金も申請し、もちろんその建物に対してもそうでありますから、両方の形が出ていますから、きちんと私は県から認可を

もらったとは思えない。だから、入札も不調に終わったのではないのでしょうか、これは私の想定ですけれども。そうなると、私たちはこれを民間に移譲しているわけです。移譲されたほうの社会福祉法人桜木会の努力は、これは私は認めますけれども、我々がもともと市の保育所を移譲している経緯がありますから、こういった形は、たとえ移譲したとしても、市のほうも十分やっぱり監視した形で県のほうと対応しないと、私はちょっと疑義があります、これ。ということは、30人の認可を受ける形で建物を建てる、だけれども、それは補助金を申請しているから、それがきちんと決まらないから、私は入札の形も不調に終わっているのではないかなと一面では思うのです、絡むから。

だから、私はこの運営については、そこまで入っていくことはできないでしょうけれども、きちんとやっぱり30人の増員の認可を県からもらって、建物についてもその前提に基づいた90人なら90人の保育所の新設をきちんとしていくような順序、ルールを、これは市のほうも黙認しないでやるべきではないかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 緑町保育所の30人の増員部分について、県のほうの了解がきちんと得られているのかと、それがはっきりしないので、入札も不調に終わったのではないかというふうなご意見でございます。30人の増員という部分に關しましては、補助申請もそうでございますけれども、今現在は緑町保育所が社会福祉法人桜木会のほうで経営するという時点で県のほうの認可を60人定員で受けているわけでございます。それで、その定員の増に関しては、建物が完成した暁に県のほうに認可申請をして、それで認可申請と申しますか、定員増の届け出をして県のほうで了承されると、そういうふうな手続になるかと思えます

けれども、その部分でも事前にもう了承は得ていると、そういうふうにお考えになっていただきたいと思います。内々了承を得ているということでございます。

○議長（山本留義） 5番。

○5番（川下八十美） これは、私たち民間に移譲していますから、そこまでは足を入れたくないのが、私の立場からはそうですけれども、部長、今保育所、幼稚園の園児は年々減っているのです。失礼ですが、老人ホームの場合は、有料老人ホームでもどんどんふえている、逆比例になっているのです。こういう時代に、私たちの緑町保育所を民間移譲したときに30人ふやすという前提は頭になかったです。こういう園児の少ない、保育所も幼稚園も少ないときに、60人から30人、地域的にもそうです。これは、ここの部分は移譲してしまったから、移譲されたほうの民間の業者の努力に委ねるしかありませんけれども、私に言わせれば、市の保育行政、幼稚園行政からすれば、ちょっと無理がある。やっぱりそういう民間に移譲はさせましたけれども、そういった運営をさせることによって、他の幼稚園、保育所に影響します。園児の獲得は、今この4月までは大変な競争の時代に入っているのです。そういうときに、我々が移譲した緑町保育所が、さらにそれは、その移譲されたほうのあれは、県とどういう関係なり、内々になんという、これだって私はちょっと疑問に思います。内々にこういうあれは進めて了解とっているというような、この議場での答弁は私はいただけない。

だから、公平にあれして、今の保育所、幼稚園の園児のこの数を、各幼稚園、横迎町保育所ではそうでしょう。土門さんのところと提携して新しくやるわけでしょう。競争なのです。競争だから、募集人員なり定員をふやすということだけでも、私たちは緑町保育所を社会福祉法人桜木会

にあれしたのは、60人の形でそれなりの運営をしてもらいたいという原点があるはずで。そのところは、むつ市としては全体の園児のことを考えて、それなりの対応をされるように私は望んでおきます。

○議長（山本留義） 副市長。

○副市長（新谷加水） 私から若干補足説明をさせていただきたいと思いますが、緑町保育所の30人増員というふうなのは、新規に新年度で余ると、余るといいますか、児童がどこに行ったらいいのかというふうなことになるということではないわけございまして、現在緑町保育所は60人定員でそのままおさまっているというふうな状況でございますけれども、今後新町保育所を閉鎖するという運びになりますので、その備えというふうなこともございます。

横迎町保育所につきましては、90名定員で、そこを閉所して新たに90名定員の保育所をつくるということでおさまるわけです。おっしゃるように、児童は当然少なくなっている、少子化でどんどん減っているというふうなことがございますので、この30人増で間に合うかどうかというふうなところは確かにあるかと思います。

あと、それぞれ24時間保育というふうなことに對する備えというふうなこともございまして、それぞれ我々も各事業者については24時間保育というふうなものを要請しているところございまして、これについても前向きに検討していただいているというふうなことがあるものですから、その分、これは定員と若干違いますけれども、そういう施設づくりをしているというふうなこともありまして、今設計には意を凝らしているというふうなこともございます。

そういうことで、新築工事が大変おくれて、ご父兄の皆さんにいろいろご迷惑をおかけするということにはなるわけですけれども、今我々として

できる範囲の対応をとりながら間に合わせていき  
たいなど。当面は、ともかく5月の社会福祉法人  
たいよう福祉会のほうの新規の保育所、90名の保  
育所がオープンすれば、横迎町のあの部分を使用  
できますので、1カ月、2カ月我慢していただか  
なければいけないということになりますけれど  
も、その分できるだけ早くというふうなことでお  
願ひしているところがございますので、ご了解を  
いただきたいと思います。

緑町保育所の30名の増員の分、ここの部分につ  
いては、当然ながらこれ我々県のほうに補助金申  
請しているわけでございますので、当然これは県  
のほうの了解のもとというふうなことでご提案を  
申し上げているところでございますので、ご了解い  
ただきたいと思ひます。

○議長（山本留義） ここで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

ほかに質疑ありませんか。18番大瀧次男議員。

○18番（大瀧次男） 1点だけ。確認申請がおりた  
のが10月8日ということで、おくれるという説明  
が事業者からあったのが11月27日ですか。この間、  
もう10月8日の確認申請おりました際に、4月オープ  
ンというのはもう間に合わないというのは十分誰  
でもわかる話なのですけれども、11月27日まで事  
業者のほうから一切何も説明がなかったのか、そ  
してこの間、あった際にどういう指導をしてきた  
かと、これ1点だけお聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 先ほど申し上げた10月  
8日ころというのは、建築確認を県に申請した時  
期でございます、実際の建築確認がおりてきた  
のが11月27日ということでございます。その日の

うちに建築業者と社会福祉法人たいよう福祉会の  
ほうでお話し合いをして、実はちょっと難しいの  
だというふうな報告をこちらのほうで受けたとい  
うふうなやりとりになっております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 11月27日に建築確認がおりて、  
それから普通建築にかかるわけですよ。それが  
4月オープンなんて、もう最初からできる話では  
ないです。その間担当者のほうには、そういう説  
明とか報告とか、そういうのは一切なかったのか、  
それとも把握していなかったのか、どうでしょう。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 建築確認を申請した  
のが10月8日ころと伺っておりますけれども、そ  
の決定に1カ月以上の日数を要するということ  
も社会福祉法人たいよう福祉会のほうでは予想し  
ていなかったということでございます、あくま  
でも10月8日あたりにその申請をしたときから建  
築確認がおりる時期によって、4月までの竣工と  
いうのがどうなるかというところは、こちらのほう  
にもちょっと難しいようなところもあるという  
厳しい状況だということはお話ございました。  
ただ、建築確認がいつおりるかによって、そ  
の後の着工となることから、そのおりる日とい  
うのが確定しない限りは見込みのご相談は受けられ  
ないわけでございますので、そういうところでき  
ちんと11月27日に報告があった時点での対応を検  
討したというふうないきさつでございますので、  
よろしくお願ひいたします。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 4月1日から開所するわけ  
です。そういう予定で議会で承認になって、もうそ  
の間十分な時間があつたわけですけれども。本当  
にこのあれからいくと、開発許可がちょっとおく  
れたとか、それはもう1,000平米以上の開発許可  
というのは最初からわかっている話で、全ての計

画がずさんな計画のもとに、そしてまた行政側としてはその間ほとんど指導、そして子供たちの、今度新しく入る保育所にこうやって父兄とか子供たちのそういう気持ちを無視したようなやり方、非常に不満がありますけれども、これからしっかりとした指導をしていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。13番 濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 保育所につきましては、方向性が変わったのは10年ほど前であるかなと思っております。それまでは、公設公営の保育所でありましたが、徐々に国は保育所の民営化というのを進めてきました。そして、民間でできるものは民間でということ、民間の運営に対して補助金を出しましょうという方針が変わってきました。そのことを受けて徐々に、新しい保育所を建てたところは、保育士さんもおりますので、そのまま公設で運営していて、徐々に保育士の減少と、そして児童に合わせた新たな保育所ということで、今その目的の最終段階で民設民営という形になっていくと思います。今移行段階の最終的な段階だと思います。

そして、この定員についてですが、大畑中央保育所建てました課長も今出席していますけれども、90人の定員に対して、あと30人の枠を設けるのは、これは待機児童を解消するためのそういうものであると考えてよろしいですか。

○議長（山本留義） 濱田栄子議員、本題に質疑してください。

（不規則発言あり）

○13番（濱田栄子） ですから、今この60人と……

○議長（山本留義） そういう、今議題ではありませんので……

○13番（濱田栄子） おくれるということと、ただ

今十分議員の皆さんから問題になっていましたので、今追加で私も質問いたしましたので。答えられたらお答えをお願いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 濱田議員のほうから、前段のお話ありがとうございました公立保育所を廃止する、または統合していくというのは全国的な傾向でありまして、県内においても平成18年当時は、むつ市を除く県内市部で合計35カ所の公立保育所がありましたけれども、ことしの4月段階では6カ所にまで減っております。県内の市部で見ますと、むつ市が今現在3カ所の公立保育所を運営しているわけでございますけれども、市部では一番多い数というふうなことになってしまっている状況でございます。あくまでもその民間のほうでのサービスを整えつつ移行ということを考えておりますので、そういう意味でも、今現在定員よりも110%の状況で保育所が経営されております。定員オーバーな状況なわけでございます。少子化とは申し上げましても、今後も3歳から5歳児についての入所児は……

○議長（山本留義） 保健福祉部長、簡潔にお願いします。

○保健福祉部長（花山俊春） 入所児は減っていくものと考えておりますけれども、ゼロから2歳児までは今後も増加が予想されるということで、右肩下がりの状態でどんどん入所児童が下がっていくというふうな予測も立たない状況でございます。ですので、新町保育所というふうな部分もありますけれども、30人の定員増はこちらのほうでは必要な部分と考えての措置でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 保育所の今最終的な形をつくらうとするところに、その経緯でさまざまな問題が生じていると思いますが、児童の皆さんに支障のないようお願いして終わります。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎日程第2～日程第20 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第61号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第61号に何点か質疑をさせていただきます。

いじめ対策の最終的な段階の部分に入ってきているのかとは思いますが、このいじめ問題調査委員会ではありますが、その前の段階でいじめ問題対策委員会というのがございますが、これとの違いというのはどういうふうな点があるのか、メンバー構成でありますとか、公開の部分でありますとか、その辺も含めて、その違いについてお聞きをしたいと思えます。

あと条例で言うところの重大事案とはどういうふうなことを言うのか。また、この委員会の場合の調査はどのように行われるのか。この委員会の権限というのはどの程度のものなのか。それについては、第7条との関連も含めてご説明願えればと思えます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議案第61号 むつ市いじめ問題調査委員会条例についてお答えいたします。説明が前後いたしますことをご了承願いたいと存じます。

まず、重大事態についてでございますが、これはいじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い及び児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるときとされておりまして、生命、心身、または財産に重大な被害を生じた疑いとは、児童・生徒が自殺を既遂した場合、自殺を図った場合、それから身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合及び精神性の疾患を発症した場合を言い、また相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いとは年間30日を目安とするものの、一定期間連続して欠席している場合も指すとされ、児童・生徒及び保護者からの申し立てがあったときにも同様に扱うこととされておりまして。

次に、むつ市いじめ問題対策委員会との違いについてでございます。市長は、重大事態への対処について、教育委員会の附属機関でありますむつ市いじめ問題対策委員会からの調査報告を受けまして、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、このむつ市いじめ問題調査委員会を設置するものでございます。むつ市いじめ問題調査委員会では、むつ市いじめ問題対策委員会が行った調査について、さらに資料の提出、学校や児童・生徒、保護者の協力を得たうえでの聴取等により再調査を行い、その結果について市長へ答申し、その答申内容については教育委員会へ伝えるとともに、議会へも報告することとされておりまして、市長及び教育委員会では、この結果を踏まえまして、自らの権限及び責

任において重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることになります。

なお、この委員会の組織につきましては、再調査という特殊性に鑑み、利害関係の有無等を十分に勘案したうえで、むつ市いじめ問題対策委員会を構成する委員と重複しないよう、弁護士、医師、教育、心理、福祉に関する専門的な知識経験を有する者等から選任することとし、会議につきましてはプライバシーの保護という観点から非公開としております。

また、本条例第7条において、「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明若しくは意見を求め、又は資料の提出を求めることができる」とされておりますけれども、これは再調査を遺漏なく進めるべく委員以外の方々からの意見の陳述、資料の提出等を認めることをもって適正な調査審議に寄与するものとして規定したものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） この調査委員会の段階に来るまでには、学校の場面であったりとか、今説明あったいじめ問題対策委員会であったりとか、その順番を経てきてここまで来るというふうな多分手順だと思っておりますが、これが委員会が開かれなことが一番いいのですけれども、この委員会なのですが、これは常設になりますか、それとも事案発生ごとの開設になるのでしょうか。あと、この委員会の権限等は今聞きましたけれども、独立性というのはどの程度のものなのでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） このむつ市いじめ問題調査委員会の部分でございますけれども、これは常設ではございませんで、いじめ問題対策委員会のほうから報告があって、市長が必要と判断し

た場合にこのいじめ問題調査委員会を設置するというようなこととなります。

また、独自性ということでございますけれども、むつ市いじめ問題対策委員会は教育委員会の所管、またむつ市いじめ問題調査委員会は市長部局の所管というようなことで、それぞれ独立する機関となります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） この委員会については常設ではないということですが、メンバー構成のほうを見ますと、結構外部の人がたくさんいるわけで、果たしてスピードをもって解決しようとする、調査しようとする場合に、外部の人をすぐに委員として委嘱することができるのかどうか。これは、ちょっと心配な部分がありますし、全国の事例を見ますと、このような委員会を立ち上げようとしたのだけれども、そのメンバーをなかなか集められなくて、要請から9カ月もたってしまうというふうな事例もございます。

また、独立性という部分では、最終的にどうなのでしょう、調査ですから、いじめがあった、あるいはそれが原因であるみたいな報告が出ますと、遺族からしてみれば市なり、あるいは学校なりを裁判で争うみたいな部分も出てくると思うのです。そういうようなことで、果たしてきちんと判断ができるのか。要は、関連があると判断してしまった場合、そういうふうなことが懸念されます。それに対してきちんと調査して、そういうふうな判断ができるのかどうかという意味での独立性です。実際のところ、全国の事例でいきますと、確かにいじめはありましたよ、だけれども、重大事案との関連は直接的に断定はできないみたいな報告を出して遺族ともめているという事例もありますので、その辺について、もうちょっときちんとしたものがあったほうがいいのではないかなと

私感じているのですけれども、再度その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） まず、外部の人材というようにございませぬけれども、確かにむつ市いじめ問題対策委員会のメンバーと重複しないようにというようにございませぬ。弁護士さんとかお医者さんとかという部分につきましては、すぐには重複しない方を見つけるというのは難しい部分もあるかと思ひますが、ただふだんからむつ市以外の弁護士さんとか、それからお医者さんなどにつきましても、情報を持ちながら、スピード感を持って対処していければいいのかなと考えております。

それから、きちんと判断ができるのかというようにございませぬけれども、このいじめ問題調査委員会につきましては、いじめ問題対策委員会の調査報告、これが妥当なのかどうかというところを審議して、自らの重大事態への対処、あるいは同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じていくというようにございませぬ。裁判までの部分については触れておりませぬので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第62号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第62号

むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第63号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第63号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 議案第63号の改定は、第5条に規定する出産育児一時金の改定でございませぬけれども、この40万4,000円という金額がありますが、今実際に出産、入院に要する費用で、この金額で足りているのかどうか。

それと、また必要があるときは3万円を上限に加算するという条項がありますけれども、これはどのような状態のときになるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 浅利議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、これまでの出産育児一時金については、条例で定める39万円に産科医療補償制度の掛金3万円を加算して42万円の支給となっておりますが、改正後は条例で定める金額が40万4,000円、さらには産科医療補償制度の掛金が1万6,000円となり、支給額は従前どおり42万円と変わりませぬ

ん。

お尋ねの要旨は、改正後の出産育児一時金が40万4,000円で足りるのかというお尋ねであります。当市の過去3カ年の平均出産費用は、産科医療補償制度の掛金3万円を除きますと39万9,000円でありますので、適正な支給額であると認識しております。

次に、3万円を上限とする加算については、掛金の額が今後的に変動し得る要素があることから、規則によりこれを定めることとしたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） この規定は、むつ市国民健康保険に規定する金額ということでありましてけれども、下北医療圏域内から他自治体の方が出産する費用、出産育児一時金ということにはばらつきがあるのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

出産育児一時金につきましては、出産に直接要する費用等の経済的負担の軽減を図るために支給されるものであり、いわゆる健康保険法施行令の改正に合わせた条例改正となっております。したがって、下北管内の町村においても同様の金額で条例改正を行う予定であると確認しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 出産して退院時に個人負担を軽減するという受領委任払制度という立てかえ払い制度がありましたけれども、今この現在はどのような活用状況になっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

当市では、平成17年3月から受領委任払制度を

開始いたしまして、出産時の負担の軽減を図っておりましたが、平成21年10月からは直接支払制度に移行し、市の窓口で行っていた申請手続を省いた方式に変更されております。

なお、直接支払制度については、青森県にある全ての産科医療機関が参加しているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第64号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第64号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第65号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第65号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、(仮称)田名部まちなか団地の建設用地を取得するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) 3点ほどお尋ねさせていただきます。

さきの議会でもこの件については提案されて説明を受けておりますが、そのときでも今後どういう形で、いつ建物が建てられるかというふうな説明ははっきり受けておりませんでした。

私は、こういう財産を取得する段階においては、一緒に今後、今平成26年度ですけれども、財産を取得して、平成27年度には土地を整備して、平成28年度には建設に着手するとか、そういう計画書を一緒に添付したうえで、そのためにこういう財産を取得するのだという議案の提出の仕方がやっぱり普通ではないかなというふうに思うのですが、そういう形でどういう計画となっているのかというのを改めてお聞きしたいなというふうに思います。また、そういう提出ができなかったのかどうかというのを改めてお聞きしたいなと。

先ほどの保育所の話のやりとりの中でもありましたけれども、結局塩漬けになった土地がさっきのやりとりの中では問題とされていると。もし財政事情が、私の一般質問の中では財政事情が大変悪いというやりとりをしたのですが、悪い状況になれば、これが、この土地が塩漬けになるという可能性が非常に高いわけです。だから、そういういいかげんな取得の仕方というふうにならないためにも、どういう計画となっているのかというのをしっかりお聞きしたいし、そういう計画が添付できなかったということの理由もちょっとお聞きしたいと。

2点目ですが、先ほど言ったように、財政が厳しい中でこういう土地購入に1億8,000万円の支出というのをどう考えているかということ

です。

3点目は、財政が厳しいので、市の土地、さっき言ったように塩漬けになっている新町のそれこそ市営住宅にしてもいいような土地ですよ、四角で、大体300坪ですか、そこに建てるという案もあるのではないかと、また別にも海老川町とか、今昭和町団地を更地にしておりますから、そこだつて市営住宅の可能性、集約して使えるという、そういう土地になり得るし、それこそ旧庁舎の跡地だつて、あそこだつて検討できなくもないというふうなところをどういう形で検討したのかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) 横垣議員のお尋ねにお答えします。

今後の計画につきましては、現在建設を進めております緑町団地及び川内榎木団地の進捗状況を見きわめながら、高齢者や子育て世帯に対応した市営住宅の建設に着手してまいりたいと考えております。

また、整備手法につきましては、従来の直接建設方式による整備のほか、PFI方式による整備も視野に入れながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目の財政が厳しい中、土地購入に1億8,000万円の支出をどのように考えているかについてでございますが、田名部まちなか団地につきましては、まちなか居住の推進についての要望、まちなか再生やまちづくりへの期待や機運が年々高まっている中で、市としての意思表示を先行的に実施することで、民間活力によるまちづくり事業の具現化を促進し、さらに官民連携した田名部まちなか再生へと発展させる先導的役割を担うものと認識しております。この事業を進めていくうえで、このたびの用地取得は必要不可欠なもので

ありますが、将来的には社会資本整備総合交付金等の財源を活用し、一般会計において買い戻す計画としております。

いずれにいたしましても、市の財政負担の軽減といったことを十分に検討し、今年度先行取得するに至ったものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の市の土地で市営住宅を建てる土地はなかったのかについてですが、むつ地区の市営住宅は老朽化が著しく、建て替えが喫緊の課題となっております。今後は、市の都市計画のコンセプトであるコンパクトなまちづくりを進めるためにも、既存立地を優先して、市内各地に分散しながら建て替えしていくのではなく、利便性施設が立地している市街地に集約していくことにより、管理コストの軽減と高齢者や子育て世帯に対応した優しい環境づくりが期待できるものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 構想としては、市民の市営住宅に対する要望も強いので、大変いいとは思いますが、ただ私が再三言っているように、とにかく財政が厳しいという中で、こういう1億8,000万円というのは本当に大きいなというふうに思います。こういう事業は、本当に市民が喜ばれる、そういうお金にきちんと変わってほしいなというふうには思います。

そこで再度お聞きしたいのですが、これは例えば用途限定で買う土地ということになるのでしょうか。最悪の場合を言って申しわけないのですが、もし本当に財政が大変でちょっと手をつけられないというふうになって、市営住宅以外の用途に使いたいという場合にも十分対応できるような、そういう購入方法になっているのかというのを、例えばさっき言ったように新町の塩漬けになっているところは保育所用地ともう限定して買っている

ものですから、それ以外に使用することができないような形なのですが、今回の場合はそこら辺はどうなっているのかということと、先ほど社会資本整備総合交付金等を使って、それで買い戻すというふうな答弁であったのですが、とりあえず1億8,000万円というのは、市の全部の持ち出しということでもよろしいのか。何か国の補助金とか、そういうのが全然まざっていない、そういうものなのかどうかということも確認したいと思います。

それと、もう少し計画のところを具体的にやっぱり提示してほしいと。例えば今土地取得に1億8,000万円ですけれども、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブというのですか、こういうのを使うということで、まだいろいろ不透明なところはありますけれども、やっぱり建設で大体どのぐらいの規模の事業になるのか。その中で、社会資本整備総合交付金が大体何割ぐらい来て、市の負担はどのぐらいになるのかというのが、もし今そういうのがわかるのであれば、お伝えしてもらいたいし、また逆にそういうのがわかる時期というのが、我々に提示してもらえる時期というのがいつなのか。私は、やっぱりこういう土地は塩漬けするような状況に絶対してはいけないというふうに思いますので、そのところはやっぱりしっかりしたところも示してもらいたいというふうに思います。よろしく願います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 用地取得の用途を限定するのかというお尋ねでございますが、現在のところ、我々の中で計画を持っている範囲として申し上げられる範囲では、公営住宅を建設すると。これは、その中身はこれから田名部まちなか再生協議会等の意見も聞きながら進めていくこととなりますけれども、公営住宅の中身はこれからということですので、現在のところ他用途は考えておりません。

あと、この財源に関しましては、特別会計でございますので、そちらの起債でとりあえず購入することになります。具体的な計画を示していただきたいということに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、現在緑町団地、川内榎木団地を建設させていただいておりますが、これの進捗を見きわめながら、その終了年度がはっきりした段階、これは当初ですと平成30年度ころという目安を我々はつけておりますが、その辺を見きわめながら、これ交付金もこのところ、震災等の財源のほうに割かれる結果として我々のほうへの交付金も目減りしてきている状況ですので、我々の計画どおりには進んでいないという状況もありますので、その辺はそういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

（「いつごろ計画示せるのか」の  
声あり）

○建設部長（鏡谷 晃） 現在進めている2団地が完了の見込みがつく2年ぐらい前には示せるものと。ですから、我々が考えていた平成30年度とすれば、平成28年度ごろには計画を示せるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 2年ほど前といいますと平成28年度。今は平成26年度。2年後。今平成26年度で取得して、2年間も何もその間我々に報告できないというのもちょっと遅過ぎるかなというふうに思うのですが、そのところを前倒して報告できないというのはどういうわけなのか。川内榎木団地とか向こうが終わらないうちは報告できないというもおかしいなと思うし、逆にそういう状況であれば、土地を買うのをそれに合わせた形でもう少し後に延ばしてもいいかなというふうな、そのコントロールはできなかったものかどうかということ。私としては、買ったのであ

れば、できるだけ早く示してもらいたい。

それと、あとPFIというのも考慮していると言ったのですが、これ実際可能性あるのですか。やっぱりそれなりの資本を持っている民間団体でないとなかなかできないと思うのですが。いろいろ議会では、むつ市の業者は資本力がなかなかなくて事業ができないというふうなことを言っているのですが、そのところのめどがあるのかどうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 横垣議員、今の話の中で、むつ市の業者が予算が云々という、そういう言葉は避けていただきたいと思ひます。

建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 早くそういう計画を示していただきたいということなのですが、今同時に2団地を建設しております、これは県のほうを取りまとめしています地域住宅計画というものにまずのせる必要がございます。その中では、3団地をのせていくというのはなかなか難しい状況でございます。ですので、その状況を見きわめながら、遅くとも平成28年度までにはその計画を示せるように努力してまいりたいと考えております。

あとPFIの可能性についてでございますが、これに関しましては、今般国のPFIのモデル事業が我々のところで実施されることとなりましたことから、その辺の報告もいただきながら、十分にPFI、民間資金の活用に関しては考えて、できるだけ地元の仕事につながるようなことも考えながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第66号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第66号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第66号から指定管理の議案が続くわけなのでありますが、議長のお許しを得まして、個別ということではなく、指定管理という点で質疑をさせていただきたいと思います。

まず、今回の提案でいきますと、それぞれ指定の期間があるのですが、前回と比べてどの案件も指定期間というのは同じになっております。この指定期間の見直しについては、いろいろな議論がございまして、短いほうがいいのか、長いほうがいいのか、指定管理を引き受ける人にとってはある程度長いほうが将来的な展望、あるいは運営していくに当たって有利ではないかというふうな議論があるのでありますが、今回の提案に関しまして、その辺の見直し等は行ったのかどうかということが1点です。

次に、今回の議案を見てみますと、公募、非公募というふうに分かれておりますけれども、その理由はどんなものなのでしょう。また、公募にしても、応募団体が1団体しかありません。これについては、市のほうとしてはどのような分析をしているのでしょうか。

あと、指定管理料につきまして、前期間と比較しますと、ほとんどが微増しております。その総

体的な大きな要因というのはどのあたりになるのか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

まず、指定の期間の見直しは行ったのかについてでございます。当市の指定管理施設の指定管理期間の基準につきましては、安定した利用料金収入が見込まれ、比較的安定した運営が可能な施設や、管理形態が変わらず中長期的な方向づけが望ましい施設については5年以上としており、利用が社会経済情勢に左右されやすく将来的な運営方法について検討を要すると考えられる施設や、場合によってはさらなる支援が必要となる施設は5年未満として、最短で3年、最長で10年と定めてございます。この基準をもとに指定管理施設移行検討会において検討した結果、今後消費税率の引き上げなど、経済情勢に不確定要素が多いことや、市の公共施設等のあり方を示します公共施設等総合管理計画を策定する予定となっていることなど、将来的に運営方法の変更が考えられることなどから、3年の指定管理期間としたものでございます。

次に、公募、非公募の理由についてでございますが、指定管理の募集に当たっては、競争原理を働かせ、最良の業務収支計画を提案する団体を選ぶべきであることから、原則公募としておりますものの、選定された団体、または現に指定管理をしている団体が管理運営できない事情が発生し、公募を行う時間の余裕がない等緊急性がある場合、また公募に対し応募がない場合、または選定の結果適合する団体がいない場合、それから市の施策を効果的に実現するために特定の団体の持つ管理能力や専門性、活動能力等が必要不可欠であると考えられる場合については非公募として、適当と考えられる団体に申請を依頼できると基準のほうで

定めております。

なお、今回の指定管理者につきましては、2つの施設で非公募となっております。それぞれ指定管理団体の持つ機能が必要不可欠と判断した、またその地区の観光施設を一体的に管理運営するためには現指定管理団体の能力が必要不可欠であるというような判断のことから非公募としたものでございます。

また、なぜ応募団体が1団体だけなのかについてでございますが、市といたしましても、民間事業者の手法やノウハウを生かした多くの応募を望んでいるところでございますが、市内に事業所を置いて指定管理施設の管理運営ができる団体が多くはないことや、指定管理施設の管理運営による民間事業者側のメリットが少ないことなどが要因となっているのではないかと考えております。

次に、前指定期間と比較すると指定管理料が微増しているのがほとんどであるが、その要因は何かというようなことについてでございますが、指定管理料の積算に当たりましては、これまでの実績や直営とした場合の経費をもとに、必要最小限の経費となるよう積算をしているところでありますが、今回の指定管理料の積算につきましては、前回と比べまして消費税率が5%から8%へ引き上げられていること、また平成25年度から指定管理者が指定管理施設を管理運営するうえで、本社側にかかる経費の一部として一般管理費を導入したことによって増額となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今説明を受けましたけれども、その中でもちょっとありました、指定管理を受ける側にメリットが少ないのではないかと。これ今後続けていく上で、大変大きな問題になるかと思うのです。私もその点については感じておまして、

この指定管理、行政のほうにしてみれば行政改革の点で大分優位に働いていると思うのですが、それを受ける指定管理者側にそれほどまみがない。となりますと、両者の関係がウイン・ウインの関係ではないというふうな関係が続くと、将来的には行き詰まってしまうというふうなことが想定されると思うのですが、その点については、やはりある程度といたしますか、早急に手だてを考えると後々大変なことになるというふうに感じておりますが、再度その点について、現時点での市としての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 事業者側にメリットが少ないのではないかとというようなことでございますけれども、市のほうといたしましても、それに若干対応する形で、メリットの部分については平成25年度から先ほども若干申し上げましたけれども、本社側の経費の一部として活用可能な一般管理費を導入しているところでございます。これは、指定管理施設を管理運営するうえで必要な本社側の通信費や会議等の経費、また指定管理施設で雇用する職員の給料支給等の事務を行う職員の人件費などの経費の一部として活用可能なものでございます。一般管理費の導入によりまして、民間事業者側の指定管理業務におけるメリットは若干ふえたものと考えておりますけれども、指定管理者制度における民間事業者の最大のメリットというのは指定管理者が行う自主事業によるものでございますので、民間事業者側から積極的な自主事業を検討していただくとともに、自主事業を余り行えないような施設については、今後指定管理者制度のままでよいのかどうか等についても検討していく必要があると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第67号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第67号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第68号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 議案第68号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第69号

○議長(山本留義) 次は、日程第10 議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第70号

○議長(山本留義) 次は、日程第11 議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市大畑木材工芸センターの指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第71号

○議長(山本留義) 次は、日程第12 議案第71号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第72号

○議長(山本留義) 次は、日程第13 議案第72号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市奥葉研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第73号

○議長(山本留義) 次は、日程第14 議案第73号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第74号

○議長(山本留義) 次は、日程第15 議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第75号

○議長(山本留義) 次は、日程第16 議案第75号 平成26年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第75号 平成26年度むつ市一般会計補正予算について、3点質疑させていただきます。

まずは、10ページのがんばる地域交付金のことについてです。市長の説明では、この交付金を事業充当したことにより市債を減額したとしていますが、詳しい説明をお願いしたいと思います。あわせて、よければがんばる地域交付金とはどういうものかもお願いしたいと思います。

2つ目は、これも10ページになりますが、青森

県核燃料物質等取扱税交付金、この交付金はどの施設及びどのものに係るものなのかをお知らせ願いたいと思います。

3つ目は、15ページになりますが、地域子育て支援拠点事業費を返還しなければならなかった理由をお聞きしますが、これは新聞についていたと思います、会計検査院からの指摘で返さないためになったということでしたが、そのところの詳細の説明をお願いします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、お尋ねの1点目、がんばる地域交付金についてでございますけれども、このがんばる地域交付金は、国の平成25年度補正予算において、経済対策の一環として創設された制度でございます。国と歩調を合わせ事業を実施する地方自治体の負担軽減を図るための交付金であります。当市におきましては、関根漁港施設強化事業、浜奥内漁港整備事業、大湊港に係る港湾事業負担金、北の防人大湊地区整備を前倒しで実施することとして、平成25年度3月補正予算において後年度に普通交付税で元利償還金の50%が措置されます補正予算債を財源とした事業費を計上したところでございます。

この交付金につきましては、財政力に応じて補正予算債借入額の最高40%が交付されることとなっております。当市におきましては限度額1億3,999万8,000円との内示を受けてございまして、予算規模の違いはありますものの、国の平成24年補正予算に伴い交付されました地域の元気臨時交付金とほぼ同様の仕組みとなっております。

使途につきましては、地方建設債の対象となる地方単独事業、それから建設国債の対象となる国庫補助事業の地方負担分のみ充当可能ということになってございますが、交付限度額の内示が8月

ということであったこと、それから充当事業の繰り越しが認められていないことなどから、当市におきましては、地方債を財源として進めておりましたキッズパーク整備事業及び北の防人大湊地区整備事業へ充当することとし、補正予算債と相殺するような形で市債を減額する財源更正を行ったものでございます。

続きまして、青森県核燃料物質等取扱税交付金の増額分についてでございますけれども、当初予算には間に合わなかったものの、6月あるいは9月定例会に補正予算を提案することは可能でございましたが、当市におきましては、この交付金を対象事業となっているじん芥処理費に充当することにより、その分の一般財源を冬期間における除排雪経費の財源とするため、この増額分を留保財源として確保しておいたところでございまして、除排雪作業が本格化するこの時期に合わせ、今定例会に提案いたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 地域子育て支援拠点事業費を返還しなければならない理由についてお答えいたします。

昨年6月に行われた平成23年度分の会計実地検査において、大畑中央保育所で実施していた地域子育て支援拠点事業が補助対象要件を満たしていないとの指摘があり、国・県への返還金が生じることとなったものであります。

大畑中央保育所では、月曜日から金曜日までの毎週5日間、午前10時から午後3時までの5時間、専任の保育士を2名配置し、地域の親子が気軽に立ち寄り交流できる場の提供や育児相談、子育て情報の提供及び講座や講習会を行う地域子育て支援拠点事業を行っておりました。しかし、実際の利用が行事設定日などに偏り、週に2日程度であったことから、利用のない時間帯に事業のために

専任に配置された保育士が大畑中央保育所入所児童の保育の補助に当たっていた事実がありました。また、業務日誌が適正に整備されていなかったため、事業の実施日時及び専任保育士の勤務状況を裏づけるものがなく、週5日以上、1日5時間以上という開設条件及び保育士の専従条件を検証するすべがなかったことから、補助金の交付条件を満たしていないという指摘がなされたものであります。

返還金の額は、平成20年度から平成24年度までの国及び県への返還金、総額2,156万4,000円であります。平成23年度及び平成24年度分の国への返還金890万3,000円は、本年3月のむつ市議会第219回定例会において補正の御議決をいただき、既に返還済みでありますので、今回は平成20年度から平成22年度までの3カ年分1,266万1,000円を返還するものであります。

以上であります。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） がんばる地域交付金、あと青森県核燃料物質等取扱税交付金についてはよくわかりました。

3番目の地域子育て支援拠点事業費を返還しないとだめだということについて、ちょっと市長の考えをお聞きしますが、きょうの議会の冒頭の保育所の閉所の件についてもそうですけれども、間違った事業をしてしまって、そのお金を返さないとかだめだということを含めて、私今回一般質問しましたが、これ内部統制されていれば簡単に解決できることだと思うのですけれども、この件2件について、市長はどのように感想をお持ちですか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 前半の行政報告の件については、その際に質疑をさせていただきましたので、この場では差し控えさせていただきたいと思いません。

それで、今回議論になっておりますこの返還金の話でございます。今回会計検査院から大畑中央保育所で実施していた地域子育て支援拠点事業が補助金対象要件を満たしていないというふうな指摘がありまして、平成20年度から平成24年度までの5年分、2,156万4,000円という国・県への多額の返還が生じたことに関しては、私自身は市民の皆様にご心からおわびを申し上げたいというふうに考えております。

今回の事象については、補助金事業における補助要件の履行確認が適切になされていなかったという、本当に極めて基本的な業務ミスから発生したものであると認識しております。公務員として守らなければならない根本的な規範であるコンプライアンスという意識が欠如していたということは、ざんきの念にたえないということでありまして、担当していた2人の職員に対しては、訓告ということで処分をさせていただきました。また、その他の職員に対しても、改めて公務員として基本的な倫理の徹底を求めたというところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、内部統制というお話がありましたけれども、これもやはりどうやってこういった事案がないようにしていくのかということは、齊藤議員の一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、これからの課題だというふうに考えておりますので、しっかりとした対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 齊藤議員と重複するところがありますので、できるだけ避けながらお聞きしたいと思えます。

まず、県補助金の青森県核燃料物質等取扱税交

付金、これ1億円以上増額となっています。先ほどの質疑の中では、なぜふえたのかという部分についてはお答えがなかったものですから、平成25年の決算と比べると50%以上増額ということになっておりますが、その要因について再度お聞きをしたいと思えます。

この増額になった部分は、じん芥処理費で財源更正しておりますけれども、それについては先ほどの説明で理解をいたしましたので、いいです。

あと、教育総務費の子ども夢育成基金積立金、子ども夢育成基金事業費とともに大幅な増額となっておりますが、この要因はどのようなものが上げられるのか、2点お聞きしたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、お尋ねの1点目、青森県核燃料物質等取扱税交付金の増額の要因についてでございますけれども、県は今年度から核燃料物質等取扱税の税率を六ヶ所ウラン濃縮工場に対する濃縮に係る製品ウランの重量につきましては、1キログラム当たり1万9,100円から4万4,600円へ、低レベル放射性廃棄物埋設センターに対する廃棄物の埋設に係る廃棄物の容量につきましては、1立方メートル当たり2万7,500円から6万4,000円へ、それから高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに対する廃棄物の管理に係る廃棄物の容器の数量につきましては、1本当たり84万5,400円から196万9,500円へと大幅に引き上げておりまして、これに合わせて青森県核燃料物質等取扱税交付金交付要綱におきましても、この交付金の総額を改正いたしております。

具体的に申し上げますと、従前の規定では毎年度の交付金の総額は20億円または税込見込額の15%に相当する額のいずれか低い額以内の額といたしておりますのでございまして、この改正によ

りまして、毎年度の交付金の総額が30億円または税込見込額の18%に相当する額のいずれか低い額以内ということで、金額、率ともに引き上げた改正をいたしておりますことから、増額の要因につきましては、この交付要綱の改正によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） むつ市子ども夢育成基金に1,000万円を積み立てする理由についてお答えいたします。

子供たちの文化、芸能、スポーツにおける活躍は大変著しく、毎年東北大会や全国大会に出場して活躍をしておりますが、今年度は特に合唱、吹奏楽など団体での活躍が顕著であったため、大会出場を支援するための補助金が当初予算で不足するという状況でございます。子供たちの活躍に対する補助金の総額が年度末において約556万円となる見込みであり、当初予算350万円に対し206万円が不足するという状況ですので、この不足分の206万円についても補正計上いたしております。今回1,000万円を基金に積み立てする理由であります。今後の基金の安定的な財源基盤を確保するためでございます。

平成22年度基金を創設した際、子供たちの夢を支援するための安定した財源確保のための資金として1,000万円を積み立てし、その後市民の方から頂戴いたしました寄附金を基金に組み入れ、子供たちへの支援を続けてまいりましたが、今年度子供たちの大いなる活躍、特にスポーツのほかに吹奏楽や合唱などの文化、芸術分野でも顕著な成績を残しております。

ただ、このような団体での活躍につきましては、多人数編成のため補助金の額が高額となることから、当初予算では対応できない場合が多くありますので、基金の創設当初の趣旨にのっとり、子供

たちの夢を支援するための安定した財源確保のための資金として1,000万円を基金に積み立てするというものでございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 前段の青森県核燃料物質等取扱税交付金のほうについては、その要因については理解いたしました。

これたしか対象となる自治体に限られていて、その割合というのも交付割合もある程度決まっていたと思うのですが、今回この30億円、あるいは18%というふうに引き上げられたことによって、当該むつ市もそうなのでしょうか、当該というか、対象となる自治体に対しての全体の中での交付割合というのには変化はあるのでしょうか。要は、記憶がちょっと定かでないのですが、半分は当該自治体にやりますよみたいなことがあったかと思うのですが、そういうふうな部分で今回そのあたりが変化があるのかどうか。

あと2点目のほうの子ども夢育成基金積立金ですけれども、これ当初は1,000万円だったというのは私も記憶しておりますし、その後の子供たちの活躍によって足りなくなっている。これに関しては、いろんな方々から、当初から足りないよと、もうちょっと積み増しするべきだというふうな意見が出ていましたけれども、現状を考えた場合に、今回積み増しましたけれども、その積立金の上限というのをやはりある程度日ごろから上げていかなくてもいけないなというふうに感じておりますが、教育委員会のほうではその点についてどのように考えていますでしょうか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

この青森県核燃料物質等取扱税交付金につきましては、平成24年4月2日に県が制定をしております。この交付の対象となる市町村につきましては、むつ市、六ヶ所村、東通村、大間町の4市町

村、それから残り十和田市、三沢市ほか周辺の9市町村に配分されておまして、今回税収見込みの18%または30億円のいずれか低いほうという金額になってございますけれども、設立当時から立地市町村へは2分の1、周辺の町村へも2分の1というところで配分が決まっておりますので、変化はないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 子ども夢育成基金に1,000万円の積み立てをするわけですが、その上限をもう少し上げたらどうかということのお尋ねかと思えます。我々の希望も子供たちの夢を支援するためには、この1,000万円という額が多いのか少ないのかというのは、子供たちのその年度の活躍にもよります。ただ、現在の財政状況の中では、この1,000万円をキープするということが最大限の努力をしていただいたものと考えております。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第76号

○議長(山本留義) 次は、日程第17 議案第76号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第28号

○議長(山本留義) 次は、日程第18 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第28号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第28号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第28号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第28号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第29号

○議長(山本留義) 次は、日程第19 報告第29号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第29号の質疑を終わります。

報告第29号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第30号

○議長(山本留義) 次は、日程第20 報告第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第30号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第30号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第30号は承認することに決定いたしました。

## ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月12日は常任委員会のため、12月15日から18日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明12月12日は常任委員会のため、12月15日から18日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月13日及び14日は休日のため休会とし、12月19日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時11分 散会